

PCB 特措法と電気事業法の運用上の連携の方針について

電気事業法関係省令の施行に際して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）との役割分担、連携等の方策を明確にするとともに、切れ間のない円滑な対応ができるよう、以下の点について、経済産業省と環境省が連携して取り組む必要がある。

1. 高濃度 PCB 含有電気工作物の措置に関する連携**(1) 高濃度 PCB 含有電気工作物の所有事業者に対する掘り起こし調査における連携**

全ての高濃度 PCB 含有電気工作物の届出がなされ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が処理の長期的な見通しを立てられるよう、全ての事業者が電気事業法に基づく年次点検等の機会を活用した掘り起こしを速やかに行うことが必要であることから、電気事業法関係法令の内規を改正し、新たに電気主任技術者等により高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認を行わせる措置を講じ、従前からの電気関係報告規則による PCB 含有電気工作物が判明した都度の届出の措置によって、掘り起こされた高濃度 PCB 含有電気工作物を産業保安監督部が把握できるよう整備されたところである。

しかしながら、年次点検等の機会を活用した掘り起こしが実施されるのは、平成 28 年 12 月 1 日からとなることから、特に、JESCO の北九州事業エリアにおいては、全ての事業者が平成 28 年度中に実施するのは難しい状況にある。そこで、平成 29 年 3 月末より後に年次点検等を実施したものについて、新たな高濃度 PCB 含有電気工作物が掘り起こされた場合、電気事業法関係法令の内規により、判明の届出に廃止予定時期を記載した管理状況を添付させることにし、早期の廃止を指導できるよう整備された。また、運用上、施行初年度においては、平成 29 年 11 月末までに全ての事業者を実施することを求める。

また、電気主任技術者等に対して、年次点検等を活用した掘り起こし調査の後に、PCB 含有電気工作物が PCB 廃棄物となったものについて、遺漏なく都道府県市に届け出るよう、事業者への周知に協力を求める。特に都道府県市が掘り起こし調査をした際は PCB 含有電気工作物として使用中であり、主任技術者が年次点検等を活用した掘り起こし調査をした際には PCB 廃棄物となっていた場合には、都道府県市において調査漏れが起こる恐れがあり、この対応は重要である。加えて、廃棄物となった PCB 含有電気工作物を電気室等にそのまま残置している事例もあり、これは電気保安の観点からも望ましいことではないことから速やかに処分するよう働きかけることを求める。

(2) 都道府県市がアンケート調査により行う掘り起こし調査における連携

都道府県市が行うアンケート調査（自家用電気工作物設置事業場データ等を活用した掘り起こし調査）において、事業者の社名変更等の事由により未達となる事業者が発生している。環境省では、未達事業場のデータの精査を行い、都道府県等へアップデートされたデータを提供したところである。それでも未達の事業者に対しては、(1) により掘り起こし調査を行う。なお、自家用電気工作物設置事業場数は増加傾向にあるが、新規に追加されるものは、新規に設置したもの、他の事業者から承継したもの、これまで届出がなされておらず新たに届け出たものが想定されるが、基本的には使用中のものが主たる対象となることから、(1) により掘り起こし調査を行う。

また、都道府県市が再送したアンケートについて、電気保安関係者に対して、自家用電気工作物設置者による記入に際し技術的な支援に協力するよう求める。このため、可能な範囲で、都道府県市が行う調査において、産業保安監督部を協力機関として記名することで、電気保安関係者の調査への協力を促すものとする。

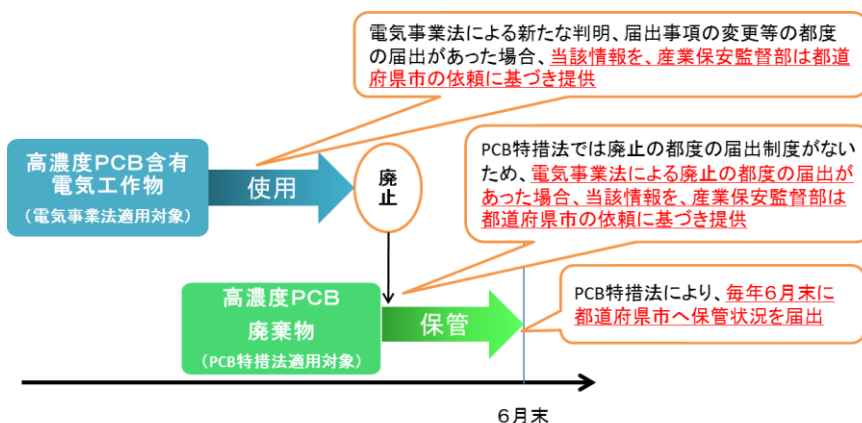
(3) 高濃度 PCB 含有電気工作物の判明・変更・廃止（廃止予定時期の延期を含む）に伴う産業保安監督部から都道府県市への情報提供

電気事業法における高濃度 PCB 含有電気工作物について、新たな判明、届出事項の変更、廃止（廃止予定時期の延期を含む）をした際は、設置者が経済産業省の産業保安監督部に遅滞なく届出をすることとなる。

一方で、PCB 特措法においては、PCB 廃棄物は毎年 6 月末までに PCB 廃棄物の保管状況を保有事業者が都道府県市に届出をすることとなっていることから、例えばある年度に電気事業法の廃止届出を提出し廃棄物となったものについては、翌年度の 6 月末までに都道府県市に PCB 廃棄物の保管状況を届け出ることとなる。

都道府県市としては、高濃度 PCB 含有電気工作物として廃止し高濃度 PCB 廃棄物となったものの情報は随時把握できる状況にしておく必要があることから、産業保安監督部に対して廃止届出情報の提供を所定の依頼文書の様式に基づき必要な都度依頼し、速やかにその情報が提供されるようにする。特に処分期間の末日の属する年度を迎えた日以後に受理されたものについては速やかに情報提供がなされるよう、情報提供依頼を行う。（依頼文書案については別紙参照。）

具体的には、北九州事業エリアにおいて、平成 29 年 3 月末より後、高濃度 PCB 含有電気工作物が廃棄物となった場合、PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物の保管状況の届出のタイミングが平成 30 年 6 月末となり、この場合、北九州事業エリアの処分期間の末日（平成 30 年 3 月 31 日）を超えてしまった後でないと、都道府県市は保管状況を把握することができないこととなる。このため、都道府県市としては、(1)における平成 29 年 3 月より後の年次点検等において新たに判明したもの（変更を含む。）についても、産業保安監督部へ適時情報提供依頼を行う。



高濃度 PCB 含有電気工作物を廃止する場合のフロー図

2. 高濃度 PCB 含有電気工作物に該当しない高濃度 PCB 使用製品（特に安定器）に係る周知の連携

安定器については、平成 28 年 7 月に閣議決定されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）において、「その廃棄に向け、国、都道府県市、安定器の製造者が連携しながら取組を進めるとともに、電気保安関係者も高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の廃止に向けた取組に際して、安定器の廃止に向けた周知に努める」こととされている。

このため、電気保安関係者は、基本計画に基づき、年次点検又は月次点検の機会等を活用して関係者が作成する広報物の配布等を通じて、安定器の廃止に向けた周知に協力することが必要である。

3. 低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査における連携

基本計画において、「まずは高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の実施に併せて低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こしを進めるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を早急に進める。また、電気事業法の電気工作物に該当する低濃度 PCB 使用製品については、同法の枠組みを活用して、その使用実態の把握を進め、関係者間で情報共有を図る仕組みを構築する」こととされている。

このため、都道府県市は、アンケート調査において、併せて低濃度 PCB 廃棄物についても調査を行う。また、産業保安監督部は、低濃度 PCB 含有電気工作物の設置が判明した場合の電気関係報告規則に基づく届出制度について周知し、都道府県市からの依頼に応じて当該届出の情報を提供することとする。

(案)

別紙

(様式)

第 号
平成 年 月 日

経済産業省 ○○産業保安監督部長（等）

○○ ○○ 殿

○○都道府県（市）

○○ ○○

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の判明・変更・廃止に伴う情報提供依頼について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施する上で必要があるため、[同法第10条第1項の政令で定める処分期間の末日の属する年度を迎えた日以後／○月○日から○月○日までの期間]に受理された、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の2第1項の表第一号、第二号及び第三号のポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る各届出書に記載された情報について、提供されますよう依頼します。

なお、提供を受けた場合にあっては、含まれる個人情報について、（都道府県市が定めた個人情報取扱規程の名称）に基づいて取り扱うとともに、利用目的の範囲内に限って利用し、漏えい等がなきよう適正に管理し、利用目的を達成した際は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄又は消去することとします。

(送付先)

※ 郵便番号、所在地、担当部署名、電話番号を記載すること。